

口腔ケア認定制度

目的

口腔ケアの知識、技術の普及、質の向上を通じて国民の福祉のために貢献することを目的とする。

1. 各々の知識・能力の程度により1級から5級ならびに指導者とする。アンバサダー制度は、別途、定めるものとする。
2. 認定においては公平、平等を期すため、学会単独でなく、特定非営利活動法人日本医学歯学情報機構に委託して、学会よりは適正数の試験委員を出し、上記法人の委員とともに審査に加わる。
3. 受験者は、日本口腔ケア学会会員とする。
4. 日本口腔ケア学会の学術委員会が認定資格の細則作成ならびに実施を担当する。
5. 各等級における認定の目安

口腔ケア指導者：各職域における口腔ケア指導者として適正と認める者を認定する。

(書類審査、口頭試問)

1級：各職域における口腔ケア学の発展に寄与したと認められる業績と今後この分野の発展への貢献を行いうる優れた人物を認定する。(書類審査、口頭試問)

2級：口腔ケア分野における一般的知識の他に最新の技術ならびに口腔ケアに関連した医学、歯科医学、看護学、法令など幅広い知識を有する者、各施設において職域を越えた管理者としての能力を有する者。(書類審査、筆記試験、口頭試問)

3級：各々の職域において所属する部門の口腔ケアリーダーとしてふさわしい知識を有する者を認定する。(書類審査、筆記試験またはCBT方式による試験)

4級:口腔ケアの疾患別、症状別の一般的知識を有する者を認定する。

(筆記試験またはCBT方式による試験)

5級:口腔ケアに関する初歩的な用語、手技の知識を有する者を認定する。

(筆記試験またはCBT方式による試験)

附則:

1. 本認定制度の実施と平行して日本口腔ケア学会ならび日本医学歯学情報機構は、病院および各医療施設において、口腔ケア認定者の配置を促進するための活動を行い、我が国の口腔ケアの向上に努める。
2. 関連学会とは、医学・歯学・薬学・看護学・栄養学・介護学・言語学など口腔ケアと関係が密な学会をいう。
3. 認定における申請用紙(履歴書、業績集、症例報告書等)は別に定める。
4. 審査料は当分の間、5級・4級は1万円、3級2万円、CBT方式による試験は、別途定めるものとする。2級2万5千円、1級ならび口腔ケア指導者は3万円とする。
5. 試験は当分の間、学会の開催にあわせ年1回とするが学会研修会などに合わせて必要に応じて特別実施も可能とする。
6. 大学院等において、口腔ケア指導者資格を有する者が専門的かつ集中的に高度な教育等を実施した場合、申請により学会から指定教育機関の認定を得ることが出来るものとし、この場合、2級までの受験資格を与える場合がある。

日本口腔ケア学会
令和3年4月1日現在